

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法施行規則第18条、第19条の規定により、出席停止扱い（欠席扱いとしない）となり、登校できません。つきましては、主治医の指示に従い、登校許可ができるまで自宅療養してください。

医師から感染症と診断されましたら、必ず学校へ連絡をくださいますようお願いいたします。

なお、感染の恐れがなくなり登校するにあたっては、「出席停止証明書」を保護者で記入していただき、登校時に持参し、学校へ提出してください。（「出席停止証明書」は、保健室で直接お受け取りになるか、ホームページからのダウンロード、松高ガイドブック1に記載しているものをコピーしていただいても結構です。）

【第一種】 …出席停止期間は治癒するまで。下記以外に「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、南米出血熱、ジフテリア、痘そう、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、急性灰白髄炎、マールブルグ病、ラッサ熱、鳥インフルエンザ（インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1型であるものに限る）

【第二種】

病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ（鳥インフルエンザ[H5N1]及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属であるものに限る）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【第三種】 …出席停止期間は病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

出 席 停 止 証 明 書

年 組 名 前 _____

●病 名 _____

●出席停止期間 R 年 月 日 ~ R 年 月 日まで

R 年 月 日

診断された医療機関名 _____

保 護 者 名 _____